令和８年度第２回宮城県地域公共交通活性化協議会
説明資料

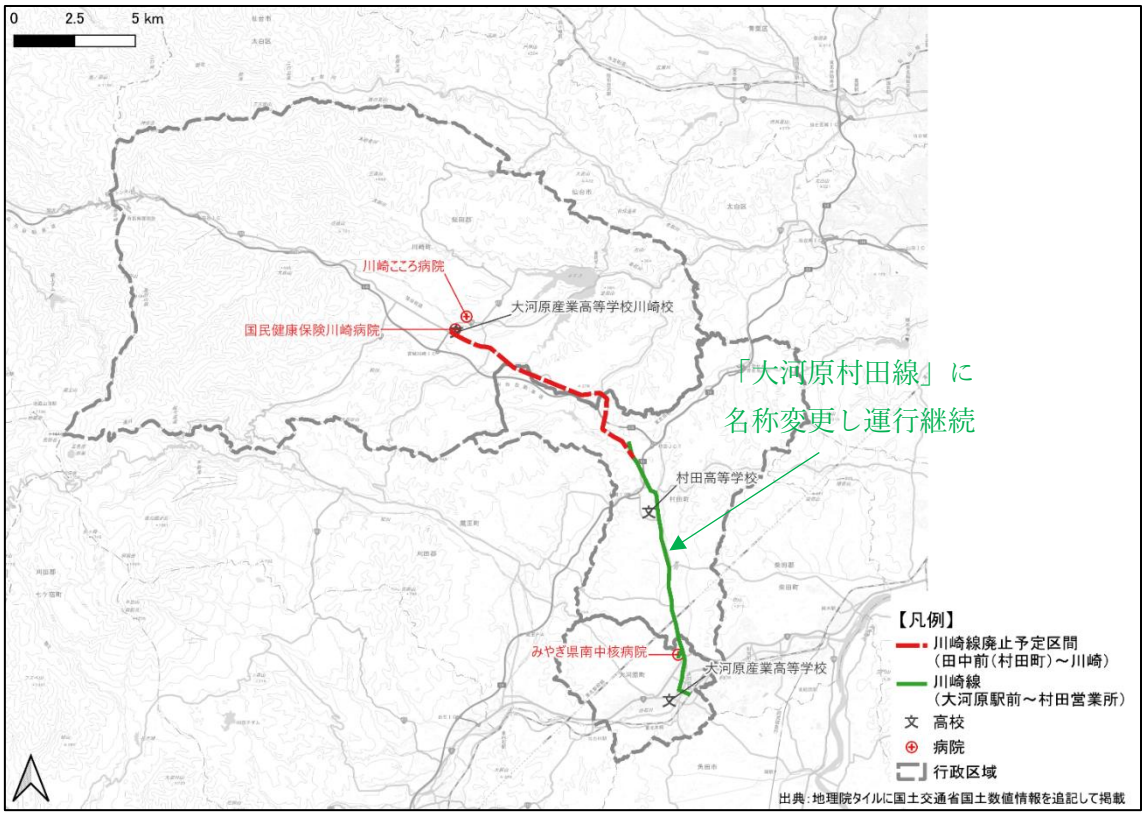
１　議　　事

宮城県地域公共交通計画［資料編］の一部変更について

・　令和８年１０月１日付けで「川崎線」の村田～川崎区間が廃止され、大河原～村田区間については、「大河原村田線」に名称変更されることから、その変更を計画に反映しようとするものです。

※「大河原村田線」については引き続き国の地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受け運行を維持する予定であり、同補助金の交付を受けるに当たり、計画内に路線名を適切に位置付ける必要があるもの。

【参考】川崎線概略図




２　報　　告

令和９年度宮城県地域公共交通計画別紙の一部変更について

・　議事に関連し、計画別紙についても「川崎線」を「大河原村田線」に変更するものです。

・　また、「大河原村田線」について、令和８年１０月１日から平日運行回数のうち０．５回（１便）をみやぎ県南中核病院経由に変更し、併せて土日祝日の運行回数を０．５

回増やすため、計画額を増額変更するものです。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

【送付資料】

資料１　　宮城県地域公共交通計画　変更箇所一覧

資料２　　宮城県地域公共交通計画　変更箇所（該当頁）

資料３　　令和９年度宮城県地域公共交通計画別紙の一部変更について

資料３別紙　　令和９年度宮城県地域公共交通計画別紙（変更箇所）